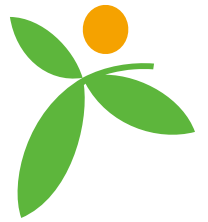


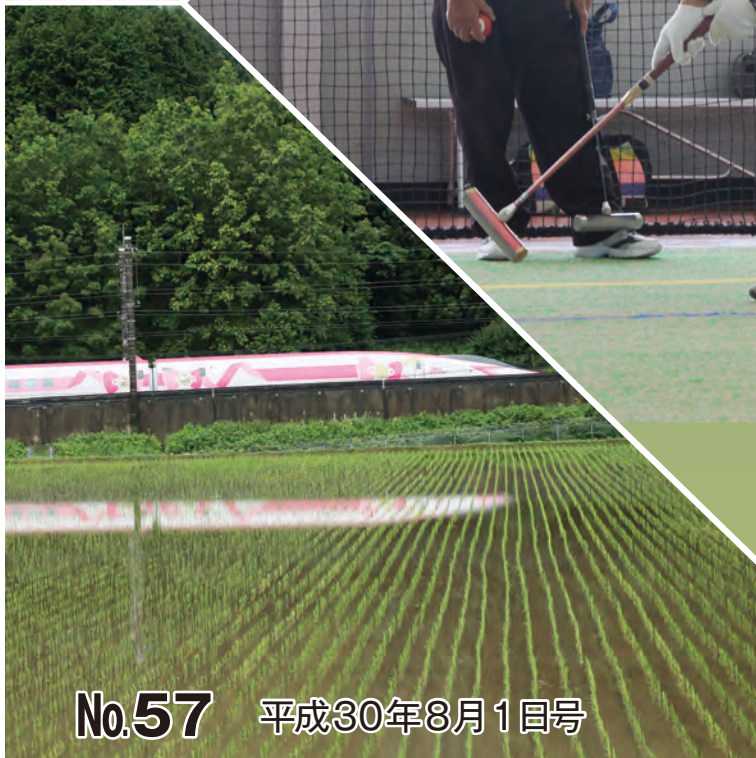
みや わか

市議会だより



6月定例会

審議結果報告・賛否の分かれた議案	2~3
平成30年度当初予算・人事案件など	3
各常任委員会報告	4~5
市長報告・報告	6
採択された意見書	7
一般質問	8~12
各常任委員会の活動	13
編集後記、まちの話題	14



審 議 結 果 報 告

6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第 7 号	宮若市副市長の選任について	全員賛成同意
同意第 8 号	宮若市公平委員会委員の選任について	全員賛成同意
同意第 9 号	宮若市公平委員会委員の選任について	全員賛成同意
同意第10号	宮若市公平委員会委員の選任について	全員賛成同意
同意第11号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第12号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第13号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第14号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第15号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第16号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第17号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第18号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第19号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第20号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第21号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第22号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第23号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
同意第24号	宮若市農業委員会委員の任命について	全員賛成同意
承認第 1 号	専決処分の承認について	全員賛成承認
承認第 2 号	専決処分の承認について	全員賛成承認
議案第18号	民事調停の申立てについて	全員賛成可決
議案第19号	宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第20号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数可決
議案第21号	宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第22号	宮若市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第23号	宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第24号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について	全員賛成可決
議案第25号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	全員賛成可決
議案第26号	工事請負契約の締結について	全員賛成可決
議案第27号	平成30年度宮若市一般会計予算について	賛成多数可決
議案第28号	平成30年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	賛成多数可決
議案第29号	平成30年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	賛成多数可決
議案第30号	平成30年度宮若市住宅新築資金等特別会計予算について	全員賛成可決
議案第31号	平成30年度宮若市簡易水道事業特別会計予算について	全員賛成可決
議案第32号	平成30年度宮若市公共下水道事業特別会計予算について	全員賛成可決
議案第33号	平成30年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	全員賛成可決
議案第34号	平成30年度宮若市水道事業会計予算について	全員賛成可決
議員提出議案 第3号	主要農作物種子法の復活をもとめる意見書	全員賛成可決
議員提出議案 第4号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	全員賛成可決

議案番号	議 案 名	議決内容
30年請願 第1号	主要農作物種子法の復活をもとめる請願	採択

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏名	谷口 重隆	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	安河 英幸	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	川口 誠	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議案名																
議案第 20 号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第 27 号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
議案第 28 号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第 29 号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

副市長、公平委員会委員、農業委員会委員について次の通り同意しました。

本会議において、人事に関する議案が上程され、副市長、公平委員会委員及び農業委員会委員は、次の方の選任に同意することに決定しました。

◎副市長

向井敏博

◎公平委員会委員

高倉演世
毛利輝海
佐藤雅通（新任）

◎農業委員会委員

安部英輔
阪本和實
小野吉宣
松尾保幸
小野博文
松井千次
宮崎伸一
奥水英治
高崎雅俊
北崎守孝
安河内龍一
阿部進
松尾幸主
舟越俊茂
（敬称略）

平成30年度予算が決まる

平成30年度の各会計予算は予算審査特別委員会（委員長 染矢正次議員）を16名の議員で設置し、さらに、所管別に分科会を設け審査を行いました。委員会での審査結果は、一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、賛成多数、他の4特別会計及び水道事業会計は、全員賛成で可決しました。

会計名	30年度予算額	29年度予算額
一般会計	166億 3,993万 8千円	162億 3,316万 3千円
国民健康保険	37億 9,611万円	41億 2,469万 9千円
後期高齢者医療	4億 4,124万 4千円	4億 3,800万 3千円
住宅新築資金等	65万 7千円	241万 5千円
簡易水道事業	1億 1,718万 7千円	1億 1,987万 1千円
公共下水道事業	8億 7,523万 6千円	9億 2,302万 7千円
吉川財産区	140万 2千円	154万 9千円
水道事業会計	30年度収益的支出額	29年度収益的支出額
水道事業費	5億 885万 7千円	4億 9,224万 7千円



委員長 神谷 喜久雄

専決処分の承認について(宮若市税賦課徴収条例の一部改正)

これは、上位法の一部改正に伴い、施行期日が平成30年4月1日のものについて、宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する専決を行い、その承認を求めます。

主な質疑として、「この改正による宮若市への影響は。」との質問に対し、「地価下落地域における評価額の特例措置延長では、190箇所が影響を受け、平均して0・2%ほど。宅地等の負担調整措置では、600万円程度。1200筆で1筆当たり5,000円程度の影響がある。」との回答がありました。

全員賛成で承認

専決処分の承認について(国民健康保険特別会計補正予算)

これは、平成29年度の国民健康保険特別会計の決算が赤字であることから、平成30年度予算から不足額の繰上充用を行うための補正予算を5月31日付で専決処分したため、その承認を求めます。

主な質疑として、「滞納額や相談事業、不納欠損の取り扱いは、どうしているのか。」との質問に対し、「滞納額は、28年度は、2億5千万円程度である。相談事業では、債務整理を専門とするファイナンシャルプランナーへの外部委託を平成27年度から実施しており、平成29年度は、相談件数32件で、1,400万円程度の確約が取れた。差し押さえなどの処分とこの相談事業の両輪で滞納対策を行なっている。」との回答がありました。

全員賛成で承認

宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、上位法の一部改正に伴い、

宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正するものです。

主な質疑として、「法人住民税等に係る電子申告の義務化は、事務の効率化につながるのか。」との質問に対し、「事務の現場は、現在、過渡期であり、確認作業で二度手間になっている状況もある。申告する側は、効率的になる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、上位法の一部改正に伴い、宮若市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「この改正による宮若市への影響は。」との質問に対し、「課税限度額の引上げでは、税収入が約210万円程度増える。また、減額措置に係る軽減判定所得の引上げでは、17世帯が該当し、この分は、国保税が入らなくなるが、その分は、軽減税分として一般会計からの法定内繰り入れでまかなえる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、上位法等の一部改正に伴い、宮若市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「県にも運協が組織されるが、県と市、それぞれの運協の役割は。」との質問に対し、「県の運協は、県下の国保の財政運営、全体をみる。市の運協は、県が算定した納付金の通知を受けて、国保の運営を行う。市では今まで通り課税・督促・予防事業を行なっていく。」との回答がありました。

全員賛成で可決

注・運協：国民健康保険運営協議会

宮若市後期高齢者医療に関する条例の制定について

これは、上位法の一部改正に伴い、宮若市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

全員賛成で可決

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

これは、平成30年10月1日に筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更するものです。

全員賛成で可決

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

これは、那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。

全員賛成で可決

工事請負契約の締結について

これは、入札後、仮契約を行なった宮若市新庁舎建設工事について、請負契約を締結するに当たり、条例の規定により、議会の議決を求めます。

主な質疑として、「この契約金額に含まれる工事の範囲は。」との質問に対し、「本庁舎RC造5階建の建設工事、電気・機械設備工事、車庫を含む新庁舎周りの一部外構工事、窓口のカウンター、机・椅子・作り付けの造作家具などの一部備品が含まれる。」との回答がありました。

その他、委員から、「不落にならず、1回で、それも最低制限価格で入札が実施できたのは大変良かった。」との意見、「過去の大型公施設工事の事例から、施工監理体制に懸念がある。」との意見、「これまで以上の施工監理体制の確立を求める。」との意見がありました。

全員賛成で可決

教育民生委員会

委員長 中島 健三

宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「放課後児童支援員の対象資格を拡大して、雇用しやすくするための改正か。」との質問に対し、「特別支援学校教諭免許状や養護

教諭免許状等の教育職員免許法に規定する免許状を有する者や、かつて教員免許を取得したが、免許を更新しておらず失効している者についても対象となることを明確化し、支援員となるための研修を受講できる基礎資格を拡大するものである。また、高等学校卒業者等でない者については、研修を受講する基礎資格が今までなかったが、改正後は、基礎資格を中学卒業者まで拡大するものである。」との回答があり、「放課後児童支援員の給与体系は市が決めているのか。」との質問に対し、「運営自体を宮若市社会福祉協議会に委託しているため、給与も社会福祉協議会が決定しているが、市は当初予算計上時の見積書の内容を確認し、本市の雇用契約保育士等と同等となるよう、協議している。」との回答がありました。

さらに、「保育士不足への対策と同様に、放課後児童支援員の確保のためにも、現在の支援員の処遇をきちんと把握してもらいたい。」との意見に対し、「放課後児童支援員の処遇についても、宮若市社会福祉協議会が近隣の状態を調査することとしているので、調査結果を見て検討していきたい。」との回答がありました。

全員賛成で可決

産業建設委員会

委員長 川口 誠

民事調停の申立てについて

これは、長期にわたり家賃等使用料を滞納している市営住宅入居者に対し、家賃等の請求の民事調停を求めるため、法の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「調停成立後、それが履行できない場合もあるのではないか。」との質問に対し、「民事調停が成立した場合、そこで一旦債権が確定するが、それが不履行となった場合、最終的に明渡しという強制執行に入る。」との回答があり、「昨年、強制執行した数と費用はどれくらいなのか。」との質問に対し、「昨年は4件の強制執行を行っており、1件あたりの金額が平均で37万500円となっている。」との回答があり、「強制執行の費用は回収できているのか。」との質問に対し、「市が負担している。」との回答がありました。

全員賛成で可決

報告

◆報告第1号

平成29年度宮若市一般会計繰越
明許費繰越の報告について

◆報告第2号

平成29年度宮若市公共下水道事
業特別会計繰越明許費繰越の報
告について

一般会計の繰越明許費は、市議会定例会において、平成29年度一般会計補正予算として提案し、可決され、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製したので、報告するものです。

内容は、3款「民生費」2項「児童福祉費」の「保育所等整備事業」を始めとする3事業、総額11億386万2千円を翌年度へ繰越しています。

公共下水道事業特別会計の繰越明許費ですが、市議会定例会において、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算として提案し、可決されています。

繰越額としては、2款1項「公共下水道建設費」の「公共下水道事業」2億5,507万9千円です。

◆報告第3号

宮若市土地開発公社の平成29年度事業結果及び決算並びに平成30年度事業計画及び予算の報告について

平成29年度事業結果ですが、土地開発公社は、社会情勢の変化に伴い、その存在意義が問われる中、平成25年度に保有する全ての土地処分が完了し、将来的には解散する方針のもと、休眠状態で運営することが決定しています。

このため、平成29年度は、宮若市からの出資金等の預金管理業務及び預金管理に伴う経理業務のみとなっています。

平成30年度の事業計画ですが、本年度の取得計画はありません。

市長報告

◆市長報告 1

光陵団地の完売について

本市の定住促進プロジェクトとして、第2次宮若市総合計画の重点施策に位置付けている光陵団地の分譲は、平成26年度から団地の造成工事に着手し、平成28年11月から第1期の予約分譲を開始しています。宅地の分譲に当たっては、住宅販売に関する豊富な知識及び経験を有するハウスメーカー社と「光陵団地分譲促進協議会」を組織し、様々な機会や媒体を通じて共同でPR活動を行いながら、積極的に販売促進活動を進めてきました。分譲単価は、市議会の議決をもらい、平均坪単価約2万5千円と低廉な価格を設定し、80坪から100坪までの広々とした敷地面積などの好条件から、各方面に大きな話題を呼び、予想を遥かに上回る好調な分譲が続いた結果、当初の分譲計画では5年間での完売を目標としていましたが、本年3月19日、1年余りで全153区画が完売となりました。申込者の内訳は、市内在住の方62件、市外在住の方91件、平均年齢は35・5歳と合計で約500人の方々がこの団地で新たな生活を始めることとなり、定住人口の増加はもとより、本

市の地域活性化にも大きく寄与するものと考えています。

◆市長報告 2

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停は、平成29年12月定例会において2名に対する申立ての議決をもらいました。この内、1名が申立て前に納付したため、残りの1名に対し、平成30年1月5日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、調停が成立をしています。

みんなで徹底しよう 3ない運動



※本人が自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。
(総務部ホームページより)

主要農作物種子法の復活を求める意見書

全員賛成

今年の3月末をもって主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が廃止されました。種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、福岡県では、要綱を制定しとりくみを継続しており、他の全都道府県も、概ね従来通り種子関連事業を続ける方針です。

この間築き上げてきた試験場等のとりくみが後退することがないように、廃止された主要農作物種子法の復活を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

全員賛成

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先：内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

農林業について伺う。



安河 英幸

問 国の森林環境税導入に伴う財源の活用について伺う。

答 市長

平成31年度の税制改正において、国による森林環境税（仮称）が創設され、森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課される国税であり、年額1,000円が個人住民税と併せて、平成36年度から課税される予定となっております。

また、これを原資とする森林環境譲与税（仮称）が創設される予定であり、森林環境税の収入額に相当する額を都道府県及び市町村に対して譲与され、これを財源として間伐

や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることなどが検討されています。

現時点において、詳細については、示されていませんので、今後の国の動向を注視したいと考えています。

問 今後の減反政策について伺う。

答 市長

昭和40年代より始まりました減反政策は、国が米の生産量を調整し、米価の安定や需給調整を図るとともに、生産調整を達成した農業者には米の直接支払交付金、転作を行った農業者には転作に対する交付金が国から支給されてきました。

平成30年度から国からの米の生産数量の目標配分及び米の直接支

払交付金は廃止されましたが、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があることから、福岡県においては、地域別に生産数量目標を提示しております。

本市においても、担い手農家、集落営農組織、行政、JA等で構成する宮若市地域水田農業推進協議会において、福岡県から提示した生産数量目標を基に、本市の米の生産量の目安を各農業者に提示しているところです。

しかしながら、減反政策廃止後も水田フル活用の観点から、転作に対します国の交付金は、継続されるため、宮若市地域水田農業推進協議会を通じて、転作作物への転換を促進しながら、関係機関と連携し、水田農業の推進を図っていききたいと考えています。

中心拠点整備計画について伺う。



清水 健太郎

問 中心拠点整備計画の趣旨及び課題について。

答 市長

中心拠点の整備基本計画の趣旨と課題についてですが、今日に至りました経過を話したいと思います。

まず、この本庁舎でござりますが、築60年を経過をしており、耐震基準を満たしていません。それから、庁舎が分散し、この機能性や利便性に欠けています。合併特例債や市町村役場機能緊急保全事業債など、交付税措置のある財源措置が可能になったことなど、色んなプロセスがありました。が、そういうものを背

景として、今日に至り、新庁舎の整備基本方針を取りまとめたところ です。

また、課題は、6項目にわたって整理し、建物の安全性の確保やバリアフリー化に対応した庁舎機能の更新などを主として掲げています。

問 新庁舎に関する防災上の検証と宮若市防災計画との整合性について。

答 市長

宮若市地域防災計画では、市の防災中枢機能を果たす施設及び設備の充実に努め、災害時には災害対策活動の拠点、平常時には防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設の整備に努めると位置づけ、本計画に基づき、防災拠点機能を兼ね備えた施設として整備することとしておりま

す。

また、国土交通省では、遠賀川河川事務所管内の本地域において降雨量を想定した場合、150年に1回程度、現状の河川堤防から50センチ程越流すると予測されていることから、新庁舎1階の床高を50センチ高くした設計としています。

問 新庁舎の建設場所として最適であると考えているのか。

答 市長

庁舎の周辺については、公共施設、いわゆる公共空間が確保できるスペースであると認識しています。他の土地をもって、これ程適正な候補地はないと考えています。したがって、この場所が最適であると思っています。

通学路の安全体制について問う。



山元 秀一

問 通学路における、各学校の見守り体制について。

答 教育長

登下校時に各学校の教職員が定期的に交通指導を行っているほか、PTAや老人会等の団体、地域のボランティアで交通指導を行っていただいています。

問 不審者情報の連絡体制とその対応について。

答 教育長

市内の幼稚園、小中学校において不審者の情報を把握した場合、市内の他の幼稚園、小中学校へ直ちに情報提供を行うルールであり、必要に応じて警察へ通報し、パトロールを依頼しています。

また、教育委員会から、市の総務課防災安全係へ報告するともに、福岡県教育委員会北九州教育事務所を通じて、教育事務所管内の教育委員会へ情報提供することになっていきます。

問 自転車の利用しやすい通学路の整備について。

答 教育長

通学路は、毎年、道路管理者、警察、学校、教育委員会で安全点検を実施し、自転車での通学も含めての対策が必要な箇所は、関係機関において対策を講じています。

この他、「西小学校のスクールバスの運営状況と中学生の利用について」との質問がありました。

定住促進について問う。

問 光陵団地の次の計画は何かあるのか。

画は何かあるのか。

答 市長

本市の定住施策の重点事業である光陵団地が完成したことに伴い、約500人が新たに光陵団地へ定住することとなりました。

今後の定住施策は、宮若市学校施設等跡地活用方針の中で旧若宮小学校跡地を定住関連施設として位置づけ、新たな定住ゾーンとして、定住施策を推進することとしています。

なお、同跡地の具体的な利活用は、今年度、旧若宮小学校跡地利活用基本計画を策定することとし、同基本計画において、具体的な施設の内容、敷地の配置、更には民間活力の導入等について、様々な角度から検討を行い、定住促進を図っていきたく考えています。

まちづくりについて問う。



茅野 勝

問 道路整備について問う。

答 市長

市道整備は、国庫補助事業などを活用した道路改良や、経年劣化した既存施設の長寿命化の推進、市単独費による道路施設の保全に努め、安全で安心して利用できるよう整備を行っています。

幹線道路である県道の整備は、福岡県と連携し、周辺地域との調整や協力を図りながら、事業を進めています。

問 空家対策はどのように進んでいるのか。

答 市長

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年度に宮

若市空家等対策計画を策定し、空家対策を進めています。

空家は、個人所有の財産であり、所有者等が自らの責任で適正な管理を行うことが基本ですが、空家に関する苦情及び相談は、増加傾向にあり、その内容は、建物崩落の不安や草木の繁茂などが多数を占めています。

苦情や相談があった際は、随時対応を行うとともに、広報、各配布物等による空家化の予防、適切な管理の促進に関する啓発活動、更には、空き家情報バンクへの情報の登録を広く促進するなど利活用も含めて空家対策に取り組んでいます。

また、長期間放置された管理不全の空家の解体や撤去が進まない理由として、所有者等に資力がないことが大きな要因であることから、今年度より国の補助制度を活用した老朽危険空家等に対する解体撤去補助金制度を創

設します。

問 定住化政策の家賃補助の今日までの効果と実績について。

答 市長

家賃補助制度は、平成25年4月から市内民間賃貸住宅に居住する新婚世帯、子育て世帯を対象として、家賃の一部となる月額2万5,000円を上限とし、最長3年間にわたって補助金の交付を行っています。

同制度を利用した方の内訳は、市外からの転入者約600人を含む、774人が市内に居住し、その内、居住後に71人の出生するなど本市の定住化に一定の成果が得られていると考えています。

この他、「トヨタ自動車九州に出向して5年になるが、市政に出向の効果はどのようか」との質問がありました。

生活基盤である公共交通手段の利用向上対策について問う。



柴田 裕美子

本市に乗り入れている路線が1路線の13路線と なっています。

問 赤字補てん(増額)の考え方と、現状路線の改善や新規開設路線の対策をどう考えているのか。

答 市長

地域公共交通は、地域住民の生活交通手段の確保及び住民福祉の向上に寄与することから、運行経費から運行収入を差引いた欠損額に対して、地域バス路線運行維持補助金として交付を行っています。

問 市民アンケート調査に基づいて、平成29年度から実施している見直し点と現状を問う。

答 市長

平成28年度に実施したバス利用実態や改善要望などのアンケート調査の結果を踏まえ、路線のダイヤ改正やルートの変更等を行いました。また、市内から鉄道路線への接続を図るため、JR宮田バス停からJR小竹駅に接続する新規路線、宮田・小竹線を平成29年10月に開設しています。

現状路線の改善や新規開設路線の対策は、需要に応じた住民生活に必要な公共交通の確保とともに、利便性の向上や地域の実情に即したサービスに向けた検討を随時行っていく方針とし、新規開設路線の検討は、福岡県が広域運行路線の普及に努める意向を示していることを受け、本市と宗像市をつなぐ路線について、関係機関と協議を行っています。

答 市長

福岡県内の29自治体において実施され、主な支援内容は、免許証の返納時に限り、限度額を定めて、コミュニティバスやタクシーに利用可能な回数券やICカード等の無料交付が行われています。本市は、地域公共交通のあり方について調査研究を行っています。が、高齢者の交通事故防止を目的としたものに限らず、交通弱者対策を含めて取り組む必要があるため、今後も関係する所管課で連携を図り、また、他市町村の取組みも参考にしながら、継続して協議、検討したいと考えています。

問 高齢者運転免許自主返納の支援事業について問う。

答 市長

福岡県内の29自治体において実施され、主な支援内容は、免許証の返納時に限り、限度額を定めて、コミュニティバスやタクシーに利用可能な回数券やICカード等の無料交付が行われています。本市は、地域公共交通のあり方について調査研究を行っています。が、高齢者の交通事故防止を目的としたものに限らず、交通弱者対策を含めて取り組む必要があるため、今後も関係する所管課で連携を図り、また、他市町村の取組みも参考にしながら、継続して協議、検討したいと考えています。

国保運営について問う。



和田 善久

問 11月14日に福岡県国保運営協議会から提出された答申を受けて、宮若市はどう取り組むのか。

答 市長

国民健康保険は、平成30年度からの国保制度改正に伴い、財政運営の責任主体が市町村単位から都道府県単位へ変更となりました。この制度改正に当たり、福岡県は、県の国民健康保険運営協議会からの答申を受け、平成30年度から平成35年度までを対象とした運営方針を策定し、市町村に示しました。

この方針では、医療費の見直しを始め、財政収支の改善、医療費の適正化に向けた対策及び国保事務の効率化などが示されています。この中でも特に財政

収支は、赤字を抱えた市町村は、6年を目安に計画的・段階的な解消・削減に努めていくこととされ、また、保険料率は、県内均一化を目指していくものの、直ちに均一化を行うわず、市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、中長期的に均一化を行うとされています。

答 市長

この条例は、公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼の確保を目的として、平成21年4月から施行し、法令遵守、公益通報、不当要求への対応を3つの柱としています。職員に対して不当要求があった場合の対応は、その行為者に対して書面による警告、捜査機関への告発等必要な措置を講ずるものとして

本市は、平成29年度末で約3億8,400万円の累積赤字が生じていますが、この累積赤字の早期解消を図ることが課題となっており、今後は、これら累積赤字の解消を始め、運営方針に沿った事務を適切に進めたいと考えています。

職員等の公正な職務の執行に関する条例制定後について問う。

問 市民等からの不当要求の状況と対応、対策について問う。

また、不当であるなしに関わらず、市民等からの要求に対しては、必要事項を記録し、案件の概要や対応方針、提出書類等は、総務課において一括で管理しています。

道路行政について尋ねる。



安永 友則

問 自治会等からの要望が相当出ているが、その対応と計画について尋ねる。

答 市長

自治会等から土木建設課に寄せられる要望は、道路施設や農業用施設を合せて、毎年度、約400件程度あり、要望内容を精査確認し、緊急性の高い箇所は、職員による応急的な補修を始め、道路整備委託業者に対応させるもの、民間事業者へ発注する維持工事等を年次的に実施しています。

職員の勤務状況について尋ねる。

問 休職者の状況について尋ねる。

答 市長

本年4月1日現在で休職中の職員は、病気休職者が2名です。

問 時間外勤務の状況について尋ねる。

答 市長

時間外勤務は、各年度の事務事業の状況、または、年間において業務量が一時的に増加する繁忙時期等により部署ごとに変動しますが、平成29年度が最も時間外勤務の時間数も多く、全体で年間3万5,921時間、職員一人当たりの月平均が、約14時間となっています。

学校教育と学童保育について尋ねる。

問 学校教育と学童保育の関連、連携の考え方を尋ねる。

答 市長

学校も学童も同じ子ども達が通っているこ

とから、放課後児童健全育成事業の趣旨を踏まえ、安全対策や施設の利用等、民生部と教育委員会とで十分に連携を図って取組んでいくべきものと考えています。

問 学童保育の現状を尋ねる。

答 市長

本市の学童保育所は、各小学校単位で設置し、宮田地区4箇所、若宮地区1箇所、合わせて5箇所8クラブを小学校や幼稚園の空き教室、小学校敷地内の専用建物、旧若宮小学校校舎などの教育施設を利用して運営し、本年6月1日現在、262人の児童が在籍しています。

学童保育事業は、宮若市社会福祉協議会に委託して運営しています。

下水道工事について伺う。



島本 昌典

問 全体工事の現在までの進捗状況について。

答 市長

本市の下水道事業は、旧宮田町においては、平成13年度に、旧若宮町においては、平成16年度に事業を開始し、本市全体で829haを整備する計画となっています。

また、本年5月末現在の進捗状況は、整備面積が156・8ha、整備率は18・9%となっています。

問 現在の市内の下水道加入率について。

答 市長

本年5月末現在の整備済区域の下水道加入率は49・8%となっています。

問 今後の計画の見通しについて。

答 市長

現在、上大隈幹線、本城地区、金丸地区などの整備を実施していますが、今後の事業計画においては、宮若市下水道事業経営戦略に基づき公共施設、工業団地及び住宅密集地等への整備促進に努めることとしています。

問 下水道は、消防署の前まで来ているが、これをどこまで伸ばすのか。

答 下水道課長

この幹線整備は、計画区域内を整備するために事業認可を取る必要があります。現在、事業認可を取ってるところが庁舎までです。で、庁舎までの整備を行うとともに、他の事業認可を取ってる箇所、の面整備を実施しながら、この面整備がある

程度完了しましたら、次の段階で事業認可を拡大していきます。庁舎周辺から先の旧宮田駅周辺には住宅密集地がありますので、この住宅密集地を取込むため、整備を進めていきます。

問 この市庁舎近辺からこの先の旧宮田駅前近辺までどのくらいの時間が掛かるのか。

答 市長

この辺は、市の中心なので、そういう面整備を先行できないかと何度も尋ねたことがあります。現在、申請している区域をやり遂げないと次のステップに進めません。人口密集地になるとそれだけ加入率の増加が期待できませんが、以前から年数が経過しても5、6年待ってもらおうという事実があります。今後しっかりと確認し、指示をしたと思います。

AED(自動体外式除細動器)について伺う。



染矢 正次

各 教育長

学校での心肺蘇生教育の普及推進について。

中学校の学習指導要領では、保健体育科の学習内容に、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当として、実習を通して心肺蘇生法を理解できるようにすることが示されています。

そのため、授業において、AEDの実技も含めて、消防署救急隊員等による心肺蘇生法についての実習を行っています。

学校現場における、突然死ゼロを目指すための危機管理体制の整備について。

各学校では児童生徒に緊急を要する事故等が発生した場合に備え、緊急時の救急体制について定め、万が一、事故等が発生した場合に、養護教諭等による応急手当を実施するとともに、必要に応じて救急車を要請するほか、家庭や関係機関に速やかに連絡を行う体制を整備しています。

持っていくようにしています。

心肺停止から約3分から5分で回復が困難になると言われているが、学校で児童生徒に心配停止とかの事故等が発生した場合、救急車が到着するまでの間、学校内で応急手当ができる体制は整っているのか。

学校教育課長

体育祭や持久走等の活動の際、AEDを現場近くに持つていき、緊急事態に備えるような体制がとれているか。

学校で行われる体育祭、持久走大会などの行事が行われる時は、AEDを移動して持つていくようにしています。また、体育の授業で行うプールの授業の時などもその場所に

学校での緊急時の体制ですが、夏休みの期間に市内の全ての小中学校の教職員が、消防署の救急講習を受講するようにしています。その中でAEDを活用した心肺蘇生教育、心肺蘇生法も講習をうけていますので、万が一の時には養護教諭を中心に教職員が対応できるような体制をとっています。

有害鳥獣被害対策について伺う。



藤嶋 嘉子

有害鳥獣被害の実態調査について。

市長

本市の鳥獣被害の主な内容としては、イノシシ、ニホンジカによるもので、水稲の被害がその多くを占めている状況です。

また、その被害面積及び被害金額は、直近の平成29年度において、24.8haで約2,000万円の被害が確認されています。

有害鳥獣の個体数を平成35年までに半減する目標に向けてどのように取り込まれているか。

市長

これは平成25年12月に環境省及び農林水産省において示された抜本的な鳥獣捕獲強化対

策により、生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、捕獲強化に向けた対策を講じることとし、全国及び都道府県レベルで、シカ、イノシシの生息頭数について平成35年度までに半減することを当面の捕獲目標に設定したものです。

これを受けて翌平成26年には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正され、新たに国又は都道府県が捕獲等を行う事業を実施することができるよう指定管理鳥獣捕獲等事業の創設や、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入等が行われ、狩猟従事者の裾野を広げる取り組みが新設・実施されています。

本市としても、宮若市猟友会等による駆除を中心として、有害鳥獣駆除補助金や狩猟免許取得費用の一部助成を行う等により、捕獲数の増大を図る等、駆除体制の充実に取組んでいます。

今後の対策について。

市長

駆除体制の強化により有害鳥獣の捕獲数の増大を図るとともに、併せて有害鳥獣侵入防止柵等の設置を促進することにより被害防除を強化し、農林業に対する被害の防止に努めます。

自治会全体での侵入防止柵の設置によって被害全体は減少しているか。相談件数は減っているか。

農政課長

侵入防止柵の設置は、設置箇所に対して見回りや補修の有無で成果に差が出ますが、基本的に設置した箇所は、被害が減少していると考えています。また、相談件数も、やや減っているような状況です。

各常任委員会の活動（4月から6月まで）

― 総務委員会 ―

広域消防本部に建設された訓練等の落成式や宮田功労者消防交友会総会などに参加しました。



― 教育民生委員会 ―

光陵中学校跡地に建設する認定子ども園起工式などに参加し、市内の教育民生関連施設を視察しました。また、その他、奨学金貸付審議会、国民健康保険運営協議会等に委員として出席しています。



― 産業建設委員会 ―

宮田企業交流会総会、認定農業者連絡協議会総会、観光協会総会などに参加し、市内産業建設関連施設を視察しました。この他、住宅審議会等に委員として出席しています。



この他、全議員に対して、市内各小中学校の入学式や新国富指標の説明会（議員向け）、光陵グリーンパーク多目的屋内施設オープニングセレモニーの案内があり、参加しています。また、今回の選挙で初めて当選した議員は、これまで3回の新人議員向け研修会に参加しています。



市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **9月4日(火)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。
※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

本会議をネット配信(生中継・録画放送)しています。



宮若市ホームページ
<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>



市議会



『議会中継』よりアクセスください

パソコン・スマートフォン・タブレットからいつでも、どこからでも視聴できます！

ながらスマホはやめましょう。



カローリング大会



ほたるの杜祭



つむぎ祭



ほたるの夕べ



表紙写真



東部ブロック防災訓練

編集後記

初の予算審議など議会を終えて、少しホッとしていた折西日本を中心とした豪雨災害が再び起こってしまいました。宮若市でも、八木山川の氾濫危機や各地での冠水など、日常生活の混乱や、中には生命の危険を感じられた方もいらしたのではないかと思います。改めて、自然災害に対する日常の備え、また万全はないという危機意識を持つことの大切さを考えさせられました。今一度、全市をあげて災害に対する認識を見つめ直し、行政のできること、市民の皆さんのできること、そして私達議員が、地域の支えとしてやるべきことをしっかりと考えなければと心に期したところです。犠牲になられた多くの方のご冥福をお祈り申し上げます。山元 秀一

議会広報調査特別委員会

- 委員長 柴田 裕美子
- 副委員長 山元 秀一
- 委員 中島 健三
- 委員 清水 健太郎
- 委員 谷口 重隆
- 委員 川口 誠
- 委員 染矢 正次